令和8年度（2026年度）

広尾町地域おこし協力隊員 （学芸員） 募集要項



北海道広尾町は、人口約6,000人、緑の大地と青い海に囲まれた自然あふれる小さな町です。約1万2,000頭の牛が新鮮な生乳を生み出し、十勝唯一の海の玄関口「十勝港」から望む太平洋は、サケ・シシャモ・毛ガニ・コンブなど海産物の宝庫です。また、約47，000ヘクタールの広大な森林はカラマツやトドマツなどの樹木や多種多様な植物に恵まれ、農林漁業を基幹産業として発展してきました。

今回はそんな広尾町にある **海洋博物館・郷土保存伝習館** でのお仕事です。

海洋博物館では北方圏に生息している動物や広尾町で古くから行われている漁法等について、パネルやジオラマ、漁具等の展示をしています。 （太平洋で獲れるサケの模型展示→）





また、併設している郷土文化保存伝習館では、十勝で最も古い歴史を持つ広尾町について、年表や当時の日用品等の展示を行い、その歴史的重要性を後世へ伝えています。
（←大正時代の漁家の様子）

しかしながら、施設の老朽化や展示物のリニューアル不足により、その魅力を最大限に引き出せずにいる現状があります。

そこで、これら施設の利用促進を図るため、資料や展示物の管理及び町民に向けたワークショップの企画立案等に取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集します。

1　活動地域　広尾町全域

主に広尾町海洋博物館（併設　広尾町郷土文化保存伝習館）

2　活動内容

博物館・伝習館用務～施設及び展示品の維持管理、資料造作、展示空間改善　等

文化財用務～広尾町に所在する文化財の保全　等

※この他業務外ではありますが、地域おこし協力隊員として任意で町の行事等へ参加していただくことがあります。





（左：漁船エンジン等の展示　右：広尾町と隣町をつなぐ「黄金道路」開拓の様子）

3　募集人数　1名

4　募集対象

1）学芸員資格を有している方、又は取得見込みのある方

2）年齢

※特に無し

3）居住地要件

三大都市圏をはじめとする都市地域等※1から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させる方（任用を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住又は定着している者を除く。）

4）地方公務員法第16条に規定する欠格事項※2に該当しない方

5）地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方

6）心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる方

7）最長3年間の活動終了後に、広尾町において定住を前向きに考えている方

8）普通自動車免許を所持し、運転できる方

9）ネットワーク等を活用して情報を発信できる方

※1　別紙「特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」を確認すること。

※2　次のいずれかに該当（地方公務員法第16条）

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5　任用形態・期間

1）広尾町会計年度任用職員（~~フルタイム又は~~パートタイム）とする。

2）任用期間は、雇用開始の日からから令和8年3月31日までとする。ただし、最長で任用の日から3年まで延長することができる。

6　勤務時間

週4日勤務、1日の勤務時間は7時間45分とする。（通常8時30分から17時15分まで。休憩1時間）

7　給与等

1）給料月額　225，280円（上限）（賞与・時間外勤務手当あり）

※学歴・職歴により調整します。

2）費用弁償　広尾町職員等旅費支給条例による

8　待遇・福利厚生

1）社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。（自己負担あり）

2）住居の借上費として、家賃の2分の1の額（上限：月21，000円）を支給します。

3）活動に要する車両（自家用車）の借上費として、月5，000円を支給します。

4）休日、休暇

①週休日　土・日曜日

②休日　国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※必要に応じて、週休日や休日に勤務を割り振る場合があります。

③勤務を要しない日　1週間のうち、平日のいずれか1日を「勤務を要しない日」とし、将来的な広尾町への定着を見据えた地域活動（副業など営利活動を含む）を行っていただきます。

④有給休暇　広尾町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与

※パートタイム会計年度任用職員の任用初年度の有給休暇は7日間です。

（フルタイム10日間）

⑤特別休暇　広尾町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に規則に基づき付与

5）副業（営利企業等への従事）の制限

地域協力活動の妨げにならない範囲において、広尾町に定住するために地域協力活動の

延長又は副業（他の営利活動）により広尾町が支給する給与以外の収入を得ようとする場合には、あらかじめ町長に申し出て頂きます。

9　申込受付期間

随時募集。定員に達したら募集終了。

10　応募手続き

1）応募書類

①広尾町「地域おこし協力隊員」応募用紙

上記の書類を広尾町公式ウェブサイト（https://www.town.hiroo.lg.jp）からダウンロードして写真を貼付のうえ、作成してください。

②運転免許証の写し（両面）

2）提出方法

電子メール又は郵送してください。（郵送の場合、締切日必着）

11　選考方法

1）第1次選考

書類選考の上、選考結果を応募者全員に文書又はメールでお知らせします。

2）第2次選考

第1次選考の合格者を対象に面接を行います。こちらから日程を示した上で、広尾町に来ていただいて面接を行うか、オンラインで面接を行うかを相談させて頂きます。

12　その他

募集に関するお問い合わせは、下記連絡先に郵送、ファックス、電子メールで受け付けます。（様式は任意）回答はファックス又は電子メールで返信しますので、お問い合わせの際は、必ずファックス番号とメールアドレスを記載してください。

13　申込・お問い合わせ先

広尾町役場所在地　〒089-2692北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地

広尾町教育委員会社会教育課社会教育係

連絡先　FAX:01558－2－6663　メール：k-shakyo@town.hiroo.lg.jp